平成２１年（フ）第２９８５号
札幌市南区澄川２条４丁目12番32―２号　エポック澄川Ⅱ―204号
債務者　畑　紀美子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９９４号
札幌市手稲区富丘１条６丁目９番20―802号
債務者　齊藤　和雄
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００７号
札幌市白石区東札幌５条５丁目６番９号
債務者　柿崎　春絵
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４７号
札幌市中央区北11条西22丁目１番10号　栄荘３号
債務者　佐藤　直子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５０号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目10番１号　リラハイツＡ―105号
債務者　砂金　隆則
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７９号
札幌市中央区南１条西25丁目２番15―302号
債務者　熊谷　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８２号
北海道石狩郡当別町太美町1498番地49
債務者　今井　花代
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１００号
北海道江別市文京台南町10番地の４
債務者　島津　和正
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１２号
札幌市豊平区美園８条３丁目４番３―303号
債務者　神戸　紀男
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４２号
北海道石狩郡当別町字茂平沢203番地69
債務者　小谷　好数
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６２号
札幌市清田区清田３条１丁目３番28号　羊ケ丘パークハイツ202号
債務者　工藤　孝夫
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１６３号
札幌市清田区清田３条１丁目３番28号　羊ケ丘パークハイツ202号
債務者　工藤　美代
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１号
山形県酒田市若竹町２丁目７番38号木村アパート
債務者　金谷　俊一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第８７号
山形県酒田市両羽町１番地の45
債務者　渡部　明行
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３７３号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉2263番地１
債務者　富澤　勝一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３７４号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉2263番地１
債務者　富澤ます子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３８２号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住0406号
債務者　サジド　ラビア（旧姓名臼田春江）
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部